



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 愛知銀行
代 表 者 名 取締役頭取 矢澤 勝幸
コード番号 8527 東証第 1 部、名証第 1 部
問 合 せ 先 取締役総合企画部長 高橋 知之
(TEL 052-251-3211)

定款の一部変更に関するお知らせ

株式会社愛知銀行（頭取 矢澤 勝幸）は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 24 日開催予定の当行第 107 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 当行は、平成 28 年 3 月 7 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示をしておりますとおり、本年 6 月 24 日開催予定の定時株主総会の承認を条件に、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実による企業価値の向上を図る観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の追加、監査役および監査役会に関する規定の削除、取締役および取締役会に関する規定の変更等を行います。

(2) 業務執行を行わない取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、責任限定契約を可能とするため、改正会社法に基づき、規定の変更等を行います。なお、責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	平成 28 年 6 月 24 日（金）
定款変更の効力発生日（予定）	平成 28 年 6 月 24 日（金）

以 上

【別紙】

(下線部分は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第19条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置) 第20条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数) 第21条 当銀行の取締役は、<u>15名以内とする。</u> (新設)</p> <p>(取締役の選任) 第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. (条文省略) 3. (条文省略)</p> <p>(取締役の任期) 第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新設)</p> <p><u>2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第24条～第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、各取締役および各<u>監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2. 取締役会は、取締役および<u>監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。</p> <p>第27条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第19条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置) 第20条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数) 第21条 当銀行の取締役は、<u>20名以内とする。</u> <u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、7名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任) 第22条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u> 2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第23条 取締役の任期は、選任後<u>1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第24条～第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2. 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。</p> <p>第27条 (現行どおり)</p>

(取締役会の決議の省略)

第28条 当銀行は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(新 設)

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第30条 (条文省略)

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第32条 当銀行は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、10百万円以上であらかじめ定めた額と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第33条 当銀行は監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第34条 当銀行の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第35条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当銀行は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第29条 当銀行は会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第30条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第31条 (現行どおり)

(取締役の報酬等)

第32条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役との責任限定契約)

第33条 当銀行は会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、10百万円以上であらかじめ定めた額と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第34条 当銀行は監査等委員会を置く。

(削 除)

(削 除)

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第37条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第38条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(監査役会の決議の方法)

第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第40条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規則)

第41条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第42条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第43条 当銀行は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、6百万円以上であらかじめ定めた額と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(削 除)

(削 除)

(監査等委員会の招集通知)

第35条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第36条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第37条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規則)

第38条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

(削 除)

(削 除)

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第44条 当銀行は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第45条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第46条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第47条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第48条 当銀行の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第49条 当銀行は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第50条 当銀行は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(配当金等の除斥期間)

第51条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満5年を経過しても受領されないときは、当銀行はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第39条 (現行どおり)

(会計監査人の選任)

第40条 (現行どおり)

(会計監査人の任期)

第41条 (現行どおり)

2. (現行どおり)

(会計監査人の報酬等)

第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第43条 (現行どおり)

(期末配当金)

第44条 (現行どおり)

(中間配当金)

第45条 (現行どおり)

(配当金等の除斥期間)

第46条 (現行どおり)

2. (現行どおり)

<p>(新 設)</p>	<p><u>附則</u> <u>(社外監査役との責任限定契約に関する経過措置)</u> <u>第107期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第43条の定めるところによる。</u></p>
--------------	--

以 上